

令和5年度テレワーク導入・定着支援専門家派遣事業の支援対象企業の募集について

広島県働き方改革推進・働く女性応援課

令和5年度テレワーク導入・定着支援専門家派遣業務の支援対象企業の公募を行います。支援を希望される企業の皆様は、次の内容に基づきご応募ください。

1 事業の目的

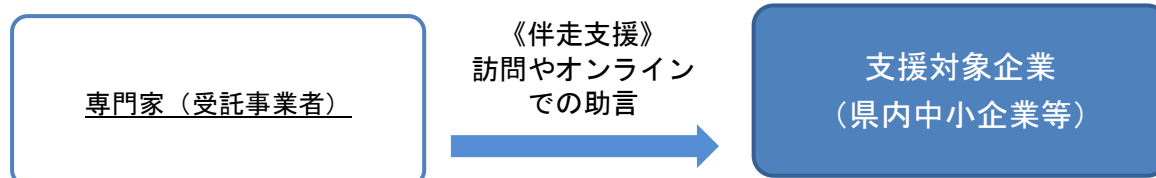
この事業は、テレワークの導入・定着に課題のある県内中小企業等（以下、「支援対象企業」という。）に対して、ITと経営の専門家であるアドバイザー（ITコーディネータ（経済産業省推進資格））が支援対象企業の目指す働き方や、個別の課題に応じたアドバイス、取組の提案など伴走支援を行うことで課題を解決し、企業・従業員の双方にメリットが感じられるテレワークの導入・定着の促進を目的としています。

2 事業内容

広島県（以下、「県」という。）が契約した委託業者（以下、「委託業者」という。）のアドバイザーが、支援対象企業を計5回程度訪問し（オンライン等での面談の場合もあります。）テレワーク導入・定着に向けた支援を行います。なお、支援内容や訪問回数は、現状や課題、実現したい内容等によって、企業ごとに異なります。

※本事業は県が特定非営利活動法人 IT コーディネータ広島（広島市南区大須賀町 17 番 5 - 703 号）に委託して実施します。

【事業イメージ】



【事業の流れ】

【支援1・2回目】 現状把握	支援企業の目指す働き方、現状や課題をヒアリング (事業内容・業務内容・ICT環境・推進体制など)
【支援3回目】 取組内容の提案	今後の方針や取組内容を専門家が提案し、支援計画を策定
【支援4・5回目】 具体策の支援	ICT環境や制度の整備、テレワークのトライアル実施等の支援 ●必要機器・ツールの選定、運用計画や体制の検討 ●テレワーク規定等の整備 ●トライアル実施と効果検証 ●事業終了後の取組継続・拡大に向けた提案 等
補助金の申請 ※希望する企業	本事業に参加した企業に対し、テレワーク導入に必要なソフトウェア・クラウドサービス等の経費を補助します。

**【事業終了時】
「テレワーク推進行動
計画書」の作成・提出**

支援企業には、事業終了時に「テレワーク推進行動計画書（任意様式）」を作成し、県へ提出していただきます。
提出された計画書は、県ホームページで公表し、テレワークに積極的に取り組む企業として広くPRします。

【参加企業との意見・情報交換会（11月13日開催）】

希望者を対象に、本事業に参加している企業、専門家等と意見交換・情報交換を行うことで、自社の課題解決に向けたアイデアや、新たな取組案の創出につなげることを目的に、意見・情報交換会を開催します。（参加無料）

3 事業実施期間

支援決定後～令和6年2月末

4 対象企業

次の1～7を全て満たしている必要があります。

1	県内に本社があり、常用雇用する労働者が概ね31人以上300人以下の中小企業等（ただし、情報通信業を除く。）であること。
2	テレワーク導入・定着に関して、経営者は意義を感じており、委託者の助言を受けて、必要な機器等を整備する意欲があること。
3	事業実施期間終了後も、県に対し、自社のテレワーク導入・定着の取組内容や効果等について状況報告が可能であること。
4	広島県の県税に未納がないこと。
5	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業または同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他風俗上好ましくない事業を行っていないこと。
6	広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団員等または第20条第1項の規定による通報の対象となった者ではないこと。
7	申請日から過去3年間に労働関係法令等に違反する重大な事実がないこと。
8	過去に「テレワーク導入着手支援専門家派遣事業（令和4年度事業）」及び「テレワーク導入モデル事例創出事業（令和4年度・令和3年度事業）」に参加した者ではないこと。

5 支援企業数

35社

6 費用

無料（ただし、機器やソフトウェア等の導入費等に係る費用は除く。）

※テレワーク実施に必要な、ソフトウェア等の導入に係る費用については、「広島県テレワーク導入・定着支援事業補助金」で経費の一部を補助します。（別途申請が必要です。（補助率：補助対象経費の2分の1、補助上限額：10万円））対象経費など、詳しくは県HPをご確認ください。

県HP（補助金）<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hint/r5-teleworkhojokin.html>

7 申込受付等

（1）受付期間

令和5年6月26日（月）～10月31日（火）午後5時《必着》

※ただし、支援決定企業数が35社に達した時点で募集受付を終了します。（先着順に審査し、支援決定します。）

(2) 申込書類

次に掲げる全ての書類を県に提出してください。

(提出をもって、委託業者に対して提出書類を開示することに同意があったものとします。)

1	令和5年度テレワーク導入・定着支援専門家派遣事業支援申込書	1部 【指定様式1~2】
2	会社概要(パンフレットなど会社の活動概要が分かるもの)	1部

※必要に応じて追加資料の提出やヒアリングによる説明をお願いすることがあります。

(3) 申込方法

申込先まで、郵送、持参またはメールにより提出してください。

※郵送の場合は、封筒の表に「テレワーク専門家派遣事業申込み」と赤字記入してください。

※持参の場合は、土日祝を除く、午前9時~12時、午後1時~5時の間にお越しください。

<申込先>

〒730-8511 広島市中区基町10-52 (県庁東館3階)

広島県商工労働局 働き方改革推進・働く女性応援課 働き方改革推進グループ

電話 082-513-3340 (ダイヤルイン)

メールアドレス syokaikaku@pref.hiroshima.lg.jp

県HP(専門家派遣) <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hint//site/hint/05teleworkhaken.html>

8 支援企業決定方法

県は、次の基準によって選考を行い、支援企業を決定します。選考後、速やかに選考結果を文書でお知らせします。

選考にあたっては、必要に応じて、ヒアリングを行うことがあります。また、委託業者と提出書類やヒアリングの内容を共有する場合があります。

【主な選考基準】

(1)取組意欲

経営者や本事業担当者等に、テレワークの導入・定着に向けて積極的に取り組む意欲はあるか。

(2)有効性

専門家派遣に係る受入体制が整っており、専門家のノウハウを活用した支援が有効に機能することが期待できるか。

9 情報発信

○本事業の参加企業については、県が、企業名や取組事例を公表する場合がありますので、協力をお願いします。(公表については、その内容を事前にお知らせします。)

○支援対象企業には、事業終了日までに「テレワーク推進行動計画書(任意様式)」を作成し、県へ提出していただきます。提出された計画書は、県ホームページで公表し、テレワークに積極的に取り組む企業として広くPRします。

10 留意事項

支援決定後であっても、事実と異なる申込内容であることが判明したときなどは、支援決定の取消を行う場合があります。

11 その他

申込書記載方法や事業内容における質問等がある場合は、7(3)に記載の申込先までお問い合わせください。

